

金沢市早朝野球協会規約

第1章 名称および事務局

第1条 本協会を金沢市早朝野球協会と称する。

第2条 本協会の事務局を事務局長宅におく。

連絡先 E-mail : souchou89@po4.nsk.ne.jp

FAX 専用 : 076-203-0406

第2章 目的および事業

第3条 本協会は、「健康と友愛」をスローガンに金沢市における早朝野球団体の中枢推進母体となり、軟式野球を通じて市民の親睦を図るとともに、成少年の体位向上と精神的育成を図ることを目的とする。

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

1. 早朝野球大会の主催および早朝野球連盟大会の後援
2. 軟式野球の普及発達および技術向上に関する指導研究
3. 金沢市野球協会およびその他関係団体の連絡連携
4. 機関誌その他、必要刊行物の発行
5. その他本協会の目的達成に必要な事項

第3章 組織

第5条 本協会は、金沢市内の早朝野球連盟をもって組織する。

第4章 加入

第6条 本協会に新たに加入を希望する連盟は、総会の承認を得なければならない。

第5章 登録

第7条 本協会の登録については、別に規定を定める。

第6章 役員

第8条 本協会に下記の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事 30名以内
4. 監事 2名

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は、本協会を代表し会務を総轄し総会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長不在の場合はその職務を代行する。
3. 理事は理事会を構成し、本会の事業を執行する。
なお、理事と理事会の規定を別に定める
4. 監事は本会の業務および会計を監査する。

第10条 役員を選出と任期

1. 会長は総会で選出する。
2. 副会長は加盟連盟の会長とし、会長が委嘱する。
3. 理事は会員より選出する。
4. 監事は会員より選出する。
5. 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第11条 本協会に次の特別役員をおく。

1. 名誉会長 1名
2. 顧問 3名
3. 参与 1名
4. 参事 2名
5. 会友 15名以内

第7章 総会

第12条 総会はチーム代表者をもって構成する。定期総会は年1回、3月に開催する。

ただし、会長が認めた場合、臨時に開催することができる。

総会の議長は、チーム代表者より選出する。

第13条 総会はチーム現在数の過半数の出席をもって成立する。出席できないチーム代表者は、代理人の出席もしくは委任状の提出をもって出席とする。

議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第8章 会計

第14条 本協会の経費は、会費、事業収入、寄付金およびその他をもってこれにあてる。

第15条 会計年度は1月1日より12月31日までとする。

第9章 改正

第16条 本協会の規約を改正するには総会の承認を得なければならない。

附 則 本規約は平成20年2月1日より施行する。

本規約は平成21年3月24日に一部を改正、施行する。

本規約は平成24年3月19日に一部を改正、施行する。

本規約は令和4年3月24日に一部を改正、施行する。